

川越町後付け安全運転支援装置設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内に居住する高齢者に対し、使用する自動車への後付け安全運転支援装置（以下「後付け装置」という。）の取付けに要する費用の一部を補助することにより、安全運転意識の向上を図り、自動車を運転する者の交通事故防止及び事故時の被害軽減に資することを目的とする。

(補助対象の後付け装置)

第2条 補助対象となる後付け装置は、国土交通省の急発進等抑制装置の先行個別認定要領に基づく先行個別認定又は性能認定を受けた発進時等における急加速抑制に資する装置とする。

(補助対象自動車)

第3条 補助対象となる自動車は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車であって、自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載された個人の用途に供するものであること。
- (2) 法に規定する自動車の検査を受けたものであること。
- (3) 自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に次条に規定する者と同一の氏名が記載されているものであること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されており、申請時点で、町内に1年以上住所を有し、申請年度末で65歳以上の者であること。
- (2) 非営利かつ自ら使用する自動車に、令和2年7月1日以後に後付け装置を後付け装置取扱事業者により設置した者であること。
- (3) 有効期限内の自動車運転免許証を保有している者であること。
- (4) 町税を滞納していないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(6) 申請者1人につき車両1台限りとし、過去にこの要綱に基づく補助金又はその他の後付け装置の購入及び設置にかかる補助金の交付を受けていないこと。

(7) 後付け装置の機能と適切な使用方法について、後付け装置取扱事業者から説明を受けた者であること。

(8) 後付け装置設置後に発生した事故や車両の故障等について、町が一切の責任を負わないことについて了承すること。

（補助金の額等）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、後付け装置を設置するための購入及び設置に要する費用（消費税及び地方消費税相当分を含む。ただし、設置に際して行った自動車の故障箇所の修理若しくは補修又は改良若しくは改造に係る費用を除く。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、後付け装置を設置したときに、国その他の機関による補助金の交付を受けることが可能な場合は、前項に規定する費用から当該交付額相当分を控除した額を補助対象経費とする。

3 1台あたりの補助金の額は、次の各号に掲げる場合に依じ、当該各号に掲げる額とする。ただし、その額が1台あたり6万円を超える場合は、6万円とする。

(1) 次号に該当しない場合 補助対象経費の10分の9（交付額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）

(2) 国その他の機関による補助金の交付を受けることが可能な場合 補助対象経費の10分の7（交付額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）。ただし、当該額を補助対象経費から控除した額が前号に規定する方法により計算した額を補助対象経費（国その他の機関による補助金の交付を受けることができない場合における補助対象経費とする。）から控除した額を超える場合は、その超える額を加えた金額（1台あたりの交付額

に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。)とする。

(交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、川越町後付け安全運転支援装置設置費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)(以下「交付申請書兼実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 自動車検査証の写し
- (2) 自動車運転免許証の写し
- (3) 後付け装置取扱事業者が発行する後付け装置の名称、補助対象経費及び設置日が確認できる書類の写し
- (4) 購入設置費の支払いが完了したことを証する書類の写し
- (5) 住民票の写し(申請日前3か月以内に発行されたもの)
- (6) 完納証明書(申請日前3か月以内に発行されたもの)
- (7) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第7条 町長は、前条の規定による交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当と認めたときは、予算の範囲内において交付を決定するものとする。

2 補助金の交付の決定をする場合において、町長は、補助金交付の目的を達成するため必要と認めたときは、条件を付することができるものとする。

3 町長は、第1項の規定に基づき補助金の交付決定をしたときは、川越町後付け安全運転支援装置設置費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消)

第8条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第3条及び第4条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) その他町長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第9条 町長は、前条の規定により補助金の返還を決定したときは、補助金の返還を請求するものとする。ただし、町長が補助金の返還の必要がないと認めた場合は、この限りではない。

(財産の管理及び処分の制限)

第10条 申請者は、補助金の交付を受けて取得した後付け装置を、適正に使用し、設置日から換算して1年間は、補助金交付目的に反して使用、譲り渡し、交換、貸付け、売却又は廃棄等の処分をしてはならない。ただし、町長が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、この限りではない。

(1) 天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で後付け装置を処分するとき。

(2) 病気等の事由により自動車の運転が困難になり、自動車運転免許証を返納したとき。

(3) その他町長が認めたとき。

(調査)

第11条 町長は、補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において、補助金の交付を受けた者に対して、補助金の交付を受けた後付け装置の使用等に関する調査等を行うことができる。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の規定により調査等を求められたときはこれに協力しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前

にこの要綱の規定に基づく補助金の申請、交付、交付決定の取消し及び返還並びに後付け装置の制限に関しては、同日後も、なおその効力を有する。